

議案第141号

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項の規定により条例で定める額は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の役員が法人から同項の承認の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、当該承認前に支給された退職手当及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する総務省令で定める給付の1事業年度当たりの額に相当する額として同項に規定する総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。